

## Yes！開発ルール講座 約款

### 第1条（適用）

1. このYes！開発ルール講座 約款（以下、「本約款」という）は、株式会社イエスウィキヤン（以下、「当社」という）が提供するトレーニング講座『Yes！開発ルール講座』（以下、「本サービス」という）に適用されます。
2. 本約款の内容と、本約款外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本約款の内容が優先して適用されるものとします。
3. ただし第3条で定める申し込みに沿って記載いただく申込書の内容は、本約款より、申込書の内容が優先されるものとします。

### 第2条（サービスの内容）

本サービスは、当社が提供する FileMaker プラットフォームに特化した、開発ルールを学ぶサービスです。

### 第3条（申し込み）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、所定の申込書を当社へ提出し、当社が受理することによって申し込んだものとします。尚、当社が当該申込みの後に異議を述べた場合、申込み時点に遡及して無効となります。
2. 前項の申し込みを行うことによって、本サービス利用申込者（以下、「お客様」という）は、本約款の条項に拘束されることに承諾したものとします。
3. お客様は、本サービスを利用する全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社はサービスの提供を停止し本サービスを解約できるものとします。
4. 本サービスの利用期間、利用者の特定等は申込書を受領する段階で決定するものとします。

### 第4条（利用料金）

1. 本サービスは、申込書で定める所定の期間・回数の講座を提供する定額のサービスです。
2. 第6条第4項で定める期間を越えてスケジュールの変更がある場合、別途料金をご請求させていただきます。ただし当社の都合で変更を行う場合はその限りではありません。

### 第5条（利用料金のお支払方法）

1. お客様は本サービスの利用対価として、料金を当社に支払うものとします。
2. 利用料金のお支払いについては、第3条の申込書の内容に従うものとします。
3. お客様は第3条の申込書に記載されている支払日までに利用料金を支払わない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、未払い料金につき年14.6%

の割合の遅延損害金を支払う義務を負います。

4. 第3条・第7条・第8条または第15条の規定により解約を行った場合であっても、当社はすでに受領した利用料について返金をおこないません。

#### 第6条（スケジュール）

1. 本サービスは60日間（以下、「受講期間」という）、6回の講座で構成されているサービスです。
2. 具体的なスケジュール（日時・回数）は申込時にお客様とご相談の上定めるものとします。
3. 第1回目の講座から受講期間の間にすべての講座を受講いただきます。
4. スケジュールを変更する場合は、第3条の申込書で定める期間で変更が可能です。定めた期間を越えて変更を行う場合はお客様と当社の間で別途ご相談の上で対応するものとします。
5. 質問を受け付ける期間は、第1回目の講座実施日から、最終講座実施日の7日後（以下、「最終質問日」という）までとします。尚、最終質問日以前に受け付けた質問に対して、それに続くような質問の場合、当社側で同一の質問か、別の質問かを判断いたします。別の質問と判断した場合、当該質問に対して回答を行いません。

#### 第7条（禁止行為）

1. ご利用にあたり、以下の行為を禁止いたします。
  - (1)第3条第4項で定めた利用者以外の受講
  - (2)本サービスの写真撮影・録画・録音・ライブ配信
  - (3)本サービスの内容をお客様以外の第三者に提供・開示すること
  - (4)本サービスで提供するドキュメント、ファイルのお客様以外への2次使用
  - (5)本サービス内容以外の質問・問合せ
  - (6)法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
  - (7)公序良俗に反する行為
  - (8)本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (9)その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項の行為を当社の許可なく行った場合、直ちに無催告で本サービスの提供を停止し本サービスを解約できるものとします。
3. 本条第1項(1)(2)(3)(4)(5)に関して、別途当社と申込書の中で定める場合、その限りではないものとします。

#### 第8条（解約）

1. お客様は当社所定の方法で当社に通知をすることにより解約することができます。

2. 解約にあたり、当社に対して負っている債務がある場合は、直ちに当社に対してすべての債務の支払いを行わなければなりません。
3. お支払いいただいた利用料は、理由の如何にかかわらず、返金をおこないません。

#### 第9条（秘密保持）

1. お客様からお預かりした Claris ID 等の秘密情報は、本サービスの提供を行う目的としてのみ使用し、適切に管理いたします。
2. 当社は本サービスの提供を行うために必要な場合、またはお客様の依頼に基づく特定の場合を除き、お客様の環境へのアクセス及びデータを取得しないものとします。
3. 当社は前項で規定する状況において、アクセスして知り得た情報や取得したデータを、第三者へ漏えいすることはないものとします。但し、お客様の依頼または承諾に基づく場合、及び法令に基づく開示要請、行政当局もしくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社はおお客様の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
4. お客様は、当社よりお客様に提供する秘密情報（URL・ID・パスワード等）を本サービス遂行のためにのみ使用し、他の目的のために一切使用してはなりません。また、お客様の管理不備などにより秘密情報が漏洩した場合、第11条3項に定める通り当社は責を負わないこととします。
5. お客様および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を保持し、本サービス利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある者以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、お客様および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（Email等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含む）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また閲覧等させないものとします。

#### 第10条（質問の取り扱い）

お客様よりいただく質問は、お客様を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、本サービスの提供及び運用、サービス内容の改良及び向上等の目的のために利用、又は公開することができるものとし、お客様はこれに同意するものとします。

#### 第11条（免責事項）

当社は、次の各号に定める事由によりお客様に発生した損害について、法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

1. 天変地異、法令の制定改廃、暴動、その他不可抗力により生じた損害
2. 本サービスが、お客様の意図した目的に適合しなかったことにより生じた損害
3. 当社の故意によらないデータの損失及び漏えい等による損害

4. FileMaker プラットフォームに起因する損害
5. 使用するアプリケーション・ツール等の機能またはバグに起因する損害
6. お客様が当社想定外の操作をおこなった場合の損害
7. お客様ご利用の環境に起因する損害
8. 本サービスで利用する、オンライン会議アプリ・ネットワーク・PC など受講環境に起因する損害
9. 当社貸出環境に起因する損害
10. 本サービスの内容を使用したシステム開発の損害
11. 本サービスの質問受付ツールで発生する損害
12. 本サービスで提供するドキュメント・ファイルに起因する損害
13. 受講スケジュール変更による損害
14. その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害

#### 第12条（損害賠償）

当社の故意の過失により本サービスが履行されず、そのことによりお客様が重大な損害を被った場合については、当社がお客様から受領した利用料を上限として損害賠償の請求に応じるものとします。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様及びお客様の関連会社・関係会社は、現在及び将来にわたって暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力でないことを表明し保証するものとします。
2. 当社及びお客様は、暴力的又は脅迫的な行為、法的な責任を超えた不当な行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し保証するものとします。
3. 当社及びお客様は、前項に定める表明保証に反した場合は、直ちにサービスの提供を停止し本サービスを解約できるものとします。

#### 第14条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本約款に関する訴えにつきましては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第15条（本約款の改定）

当社は、本約款の改定をお客様の承諾なく変更、改訂できるものとします。変更、改訂後の本約款は当社サイト上で公表するものとし、本サービス利用中のお客様は、変更後の本約款

の当社サイトでの公表時に、本約款の変更に同意したものとみなします。変更後の本約款に同意いただけない場合は第 8 条に従い、本サービスの解約を行うものとします。ただしお客様に重大な影響を与える変更の場合には、当社の判断により合理的な事前告知期間を設け、当社が定めた方法によってお客様に通知するものとします。

初版 2022 年 5 月 9 日制定